

【新型コロナウイルス感染拡大防止措置(バリ州政府:3月26日公表)】

令和2年3月27日(総20第35号)
在デンパサール日本国総領事館

●3月26日(木),バリ州政府は3月27日(金)から30日(月)までの間,引き続き外出を自粛するよう州民に要請する声明を発出しました。なお,各県知事・市長等に対しては,緊急の所用のある住民が通行できるよう道路の封鎖措置は取らないよう呼びかけています。

● 今後の状況の変化により,さらに追加的な措置等が執られるも可能性がありますので,最新情報の入手に努めるとともに,感染の予防に努めてください。

1 3月26日(木),バリ州政府はバリ州知事声明を発表し,3月27日(金)から30日(月)までの間,州民は緊急な用務がある場合を除いて,引き続き自宅に滞在し,戸外での活動と他者との接触を制限するよう要請しました。

2 また,同声明において,夜間娯楽施設の経営者に対し,しばらくの間営業を自粛するよう要請しました。

3 他方,26日に実施されたような道路封鎖に関しては,緊急の用務がある住民が通行できるよう道路封鎖は行わないように各県知事・市長および伝統村落の長に対して要請しています。

4 バリ州に滞在する邦人の皆さまにおかれては,今後の状況の変化により,さらに追加的な措置等が執られるも可能性がありますので,最新情報の入手に努めるとともに,感染の予防に努めてください。

【参考】バリ州知事声明(骨子)

3月23日のバリ州知事声明(注:(ニュピに引き続き)3月26日(木)は自宅で過ごすよう州民に要請するもの)に関し,バリ州知事はバリ州全住民に対し以下を要請する。

1)上記声明は3月26日(木)において有効なものである。

2)その日以降においても,自宅外での活動を制限し他者との接触を減らすことで,新型コロナウイルスの拡散を防止するよう最大限の努力を払う必要がある。

3)すべてのバリ州民に対し,引き続き自宅で働きまたは学習し,緊急の必要がある場合を除いて自宅外での活動を減らすよう要請する。

4)夜間の娯楽施設の経営者に対し,しばらくの間営業を停止するよう要請する。

5)県知事・市長および伝統村落の長に対し,緊急の必要がある住民が通行できるよう,それぞれの地域において再び道路封鎖措置を執らないよう要請する。

6)この要請は,2020年3月30日まで有効であり,中央および地方における情勢の

推移にしたがって常に見直されるものとする。

以上、本件要請を秩序と規律を持って実施するよう要請する。

(バリ州政府通信情報統計総局長, 署名)